

マナーを守りましょう

「狂犬病予防法」により生後90日を経過した犬には
登録と狂犬病予防注射の接種、鑑札と注射済票の装着が義務付けられています。

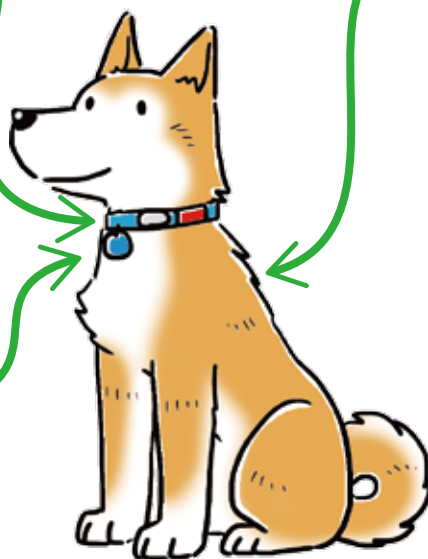
身元表示（所有明示）は 二重、三重の対策をとりましょう！

鑑札と狂犬病予防注射済票

鑑札は最初の登録時に1枚、狂犬病予防注射済票は、毎年狂犬病予防注射の際に発行されます。鑑札と注射済票は、犬につけることが飼い主に義務付けられています。犬が迷子になって保護された場合、鑑札と注射済票に記載されている番号から登録されている飼い主が分かり、飼い主に連絡することができます。記載されているのは番号だけなので、個人情報漏れる心配がありません。

迷子札

連絡先を書いた迷子札を犬の首輪につけておけば、迷子になって保護されたときに、保護した人からの連絡が期待できます。



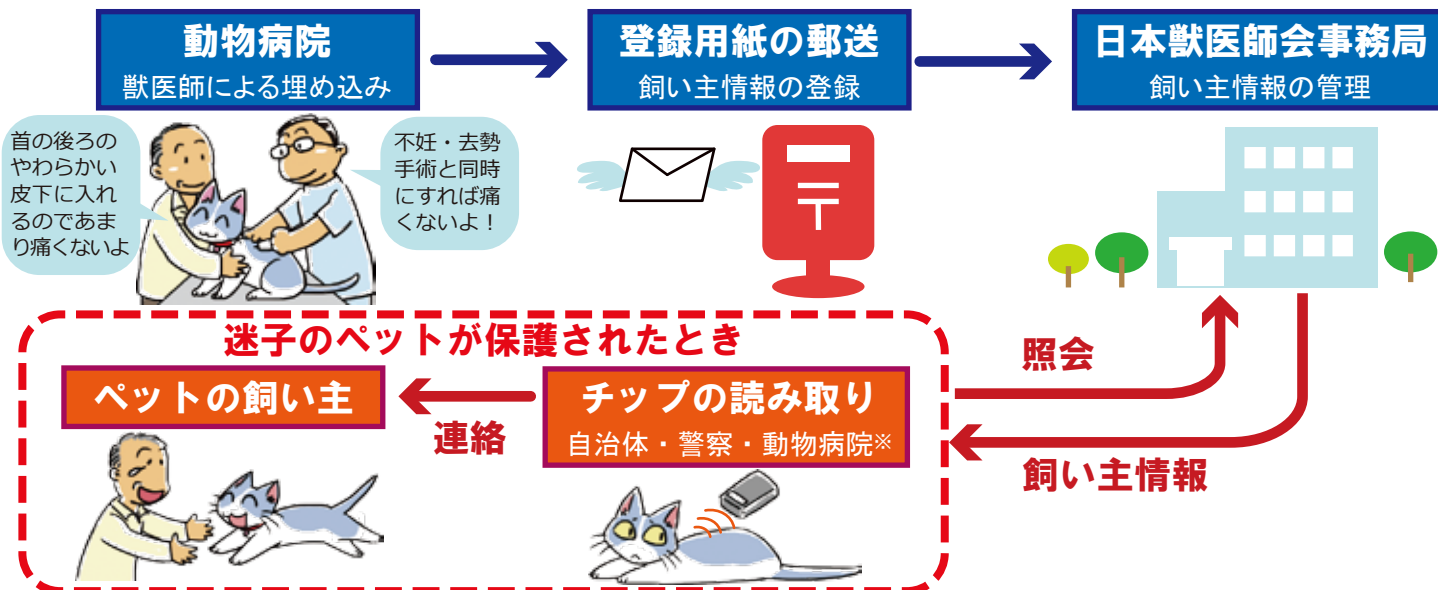
マイクロチップ

15桁の数字が記録されているチップを専用の注射器で動物の首の皮下に埋め込み、専用のリーダーで読み取ります。埋め込みは通常のワクチン注射とほぼ同じ方法です。チップは半永久的に読み取りが可能で、首輪等が取れてしまっても身元の証明が可能です。チップに記載された数字に対応する飼い主の情報は、AIPO事務局がある日本獣医師会が管理しています。チップを埋め込むだけでなく、日本獣医師会事務局への飼い主情報の登録が必要です。

(公社) 日本獣医師会事務局
(日本獣医師会内マイクロチップ専用窓口)
TEL: 03-3475-1695 FAX: 03-3475-1697
<http://nichiju.lin.gr.jp/aigo/>



<マイクロチップの登録方法> ★住所や電話番号等の飼い主情報を変更したら、忘れずに更新しましょう！！



※検索用IDを取得している小動物臨床獣医師